

子供一人一人が輝く教育のために、 教職員が元気で子供たちと向き合えるよう ご理解・ご協力をお願いします。

日頃から、袖ヶ浦市の学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

子供たちの健やかな成長を支え、豊かな学びを実現していくためには、教職員が毎日元気に子供たちと接し、一人一人にしっかりと心を配り、持てる力の全てを傾けていくことが大切です。

現在、国では、教職員の超過勤務時間を、1か月当たり45時間以下となる割合を100%とすることや、年間平均を30時間程度へ縮減する目標など具体的な数値目標を設定しています。本市においても、「袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドライン」を策定し、教職員の超過勤務時間を1か月あたり45時間、1年当たり360時間を超えないようにすることを目標としてきましたが、目標を達成できていない状況です。このことは、教職員の心身の健康維持に加え、教職員が子供たちと向き合う時間を十分確保すること等についても課題となっています。

また、国は、令和7年6月に示した指針において、学校における業務を（i）学校以外が担うべき業務、（ii）教師以外が積極的に参画すべき業務、（iii）教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3項目19分類に整理し、業務改善の具体的な方策を示しました。（別添資料参照）

袖ヶ浦市教育委員会では、これらを踏まえ、教職員が健康でやりがいを持ちながら、子供たちと向き合い、充実した教育活動を展開できるよう、より具体的な取組を示した「袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドライン」改訂版を令和8年3月に作成し、各校の実態に応じた取組を実施してまいります。

保護者・地域の皆様には、この趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

保護者・地域の皆様にご理解いただきたいこと

◆長期休業中に「学校閉庁日」を設定します。

⇒○教職員が休暇や週休日の振替を取得しやすくするために「学校閉庁日」を設けます。

○期間中及び年末年始（12/29～1/3）は、原則として、学校に教職員が不在となります。

○今年度は、8月10日（月）12（水）13日（木）14日（金）、12月28日（月）の5日間です。

◆早朝及び夜間は、学校への電話をご遠慮ください。

⇒○教職員の平日の勤務時間について、多くの学校は午前8時00分から午後4時30分です。本市では、早朝・夜間・休日等の電話対応について見直し、令和7年度より、市内全校に自動音声対応電話機を導入しました。緊急な場合以外は、対応可能時間内に改めてご連絡ください。

◆部活動の活動時間や休養日の基準を設定します。

⇒○活動時間は週当たり11時間程度（平日2時間・休日3時間程度）、休養日は週当たり2日以上（平日1日以上・休日1日以上）とします。 ※詳細は、各学校の「部活動ガイドライン」を参照。

緊急な場合の連絡方法

袖ヶ浦市役所（学校教育課） 0438-62-3727 へご連絡ください。

*お電話いただいた後、必要に応じて、学校から折り返し連絡します。



学校と教師の業務の3分類

文部科学省資料

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組むこと・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進